

平成 23 年 2 月 24 日  
独立行政法人国民生活センター

## スーダンポンドの購入を持ちかける業者に注意！ －「買い取る」「代わりに申し込んで」と勧誘する手口－

外国通貨の購入を消費者に持ちかけるトラブルが後を絶たない。最近ではイラクディナールのほか、スーダンポンドの購入を勧める業者が増えている。業者は高齢者等に対し、「以前購入した未公開株や社債を買い取る。代わりにスーダンポンドを買ってほしい」「あなたは名義を貸すだけで、代金は弊社が支払う。損はしない」など、消費者の被害回復を強調して説明し、購入を申し込ませる。しかし、実際に買い取られることはなく、しばらくして連絡が取れなくなる場合が多い。

また、スーダンポンドの契約購入形態は多くが電話勧誘販売である。勧誘の手口としては、次々といろいろな業者から「以前購入した未公開株や社債を買い取る代わりにスーダンポンドを買ってほしい」「後で 2 倍の値段で買い取るから」「両替しておけば高値がつくので儲かる」というもの、金融機関や弁護士、公的機関等を装って被害回復をうたうもの等、いわゆる「劇場型勧誘」である場合が多い。中には実在する金融機関や公的機関、法律事務所を名乗って消費者を信用させようとするケースも見られる。

国民生活センターではスーダンポンド購入のトラブルについては 2010 年 9 月 24 日に公表しているが<sup>(注1)</sup>、未だに相談が寄せられていることから、再度、注意喚起を行うこととした。

### 1. 相談件数

#### (1) 相談件数

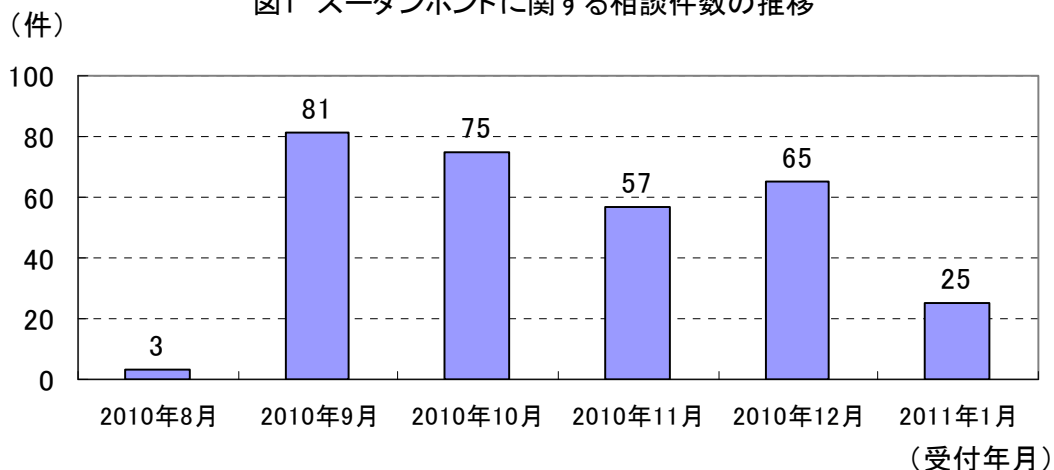
PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）<sup>(注2)</sup>に寄せられた相談のうち、スーダンポンドに関する相談件数は 306 件（2010 年 8 月～2011 年 1 月末日までの登録分）である。相談は 2010 年 8 月から寄せられ始め、9 月に 81 件（26.5%）と最も多く寄せられた。その後も 10 月 75 件（24.5%）、11 月 57 件（18.6%）、12 月 65 件（21.2%）、1 月 25 件（8.2%）と未だに相談が寄せられている（図 1）。

<sup>(注1)</sup> [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100924_1.html)

「換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！－イラクディナールに続き、今度はスーダンポンド…－」参照

<sup>(注2)</sup> PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

図1 スーダンポンドに関する相談件数の推移



(2) 契約当事者の属性

以下は、全国の消費生活センターに寄せられたスーダンポンドに関する 306 件の相談を分析した内容である。(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

- ① 年代別に見ると、70 歳代以上が 187 件 (61.1%) と最も多く、次いで 60 歳代が 82 件 (26.8%)、50 歳代が 15 件 (4.9%) となっており、高齢者が大半を占める。平均年齢は約 71 歳である (図 2)。
- ② 男女別に見ると、男性が 129 件 (42.2%)、女性が 175 件 (57.2%) となっており、女性の方が多い (図 3)。
- ③ 職業別に見ると、無職が 170 件 (55.6%) と最も多く、ついで自営・自由業が 95 件 (31.0%)、給与生活者が 20 件 (6.5%)、家事従事者が 11 件 (3.6%) となっている (図 4)。

図2 年代別

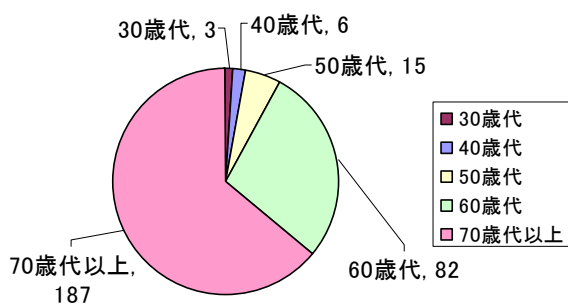


図3 男女別

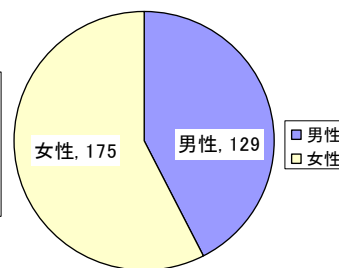
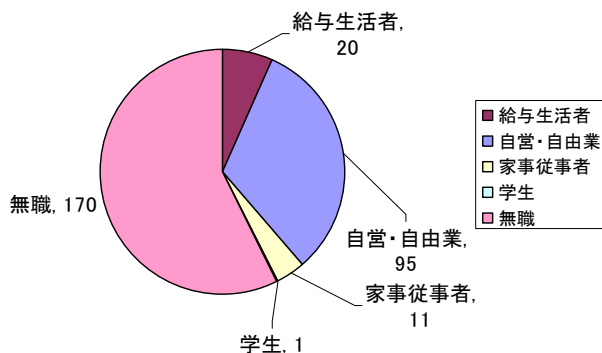


図4 職業別

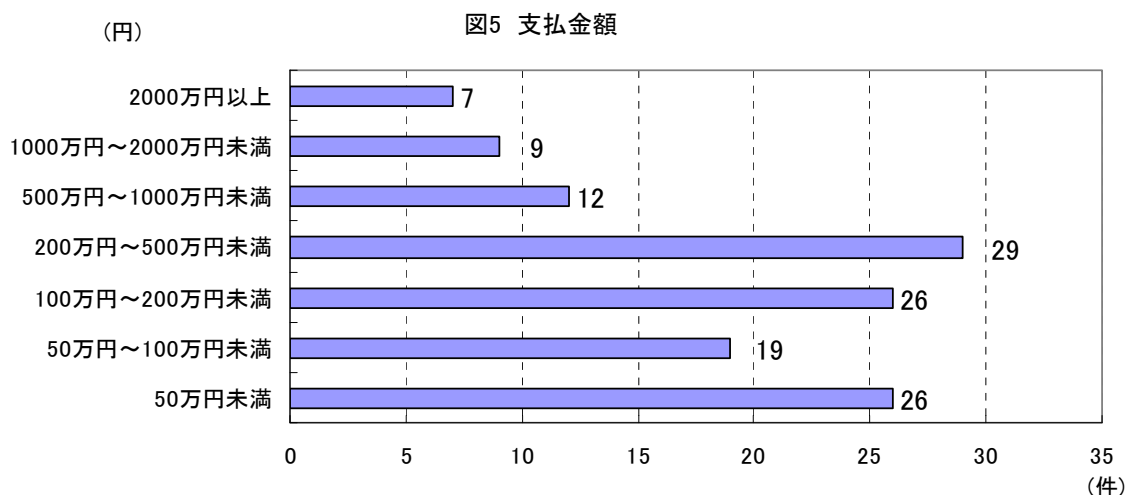


### (3) 支払金額と販売購入形態別

(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

①すでにお金を支払ってしまった相談は245件あり、200万円以上500万円未満が29件(11.8%)と最も多く、次いで50万円未満と100万円以上200万円未満がともに26件(10.6%)となっている(図5)。平均金額は約497万円、最高金額は7100万円であった。

②販売購入形態別に見ると、電話勧誘販売が大半を占めている。



## 2. 主な相談事例

### 【事例1】過去に購入した金融商品を買取ると勧誘する手口

過去に未公開株や社債を購入したことがあった。見知らぬ業者から「悪質業者の被害者リストを見て電話した。あなたが以前購入した未公開株を買取る。代わりにスーダンポンドの両替を申し込んでほしい。代金は当社が支払うのであなたは損しない」と電話で説明された。以前購入した金融商品の損失を少しでも回復したいと強く思い、未公開株を買取るという業者に紹介されたスーダンポンド販売業者に1口50万円、15口750万円分の両替を申し込んだ。

振込予定日になって、未公開株を買取るという業者から連絡があり、「銀行から融資を受けようとしたが期日に間に合わない。代わりに販売業者に事情を説明してほしい」と言われ、販売業者に支払いが遅れる旨伝えたところ、販売業者から「なぜ遅れるのか」と言われたので、代金は未公開株を買取るという業者が支払うことになっていると正直に話したところ、「今すぐ代金を支払え!」と販売業者に激怒された。

買取業者に事情を話すと「スーダンポンドの購入代金を立て替えてほしい。後で必ず返すから」と言われた。代金はまだ支払っていないが、既に自分の名前で申し込んでしまっているため、支払わなければならないのか。

(2010年11月受付 70歳代 女性 家事従事者 愛知県)

### 【事例2】相談機関や法律事務所をかたる手口

知らない業者からスーダンポンドに関するパンフレットが届き、その後別の見知らぬ業者から「スーダンポンドに両替すれば儲かる」と電話があった。50スーダンポンド1口15万円を80口1200万円分を申し込み、ひとまず750万円を販売業者の口座に振り込んだ。

その後、消費生活相談の窓口と思わせるような機関の名称をかたって、「あなたが契約したスーダンポンド販売業者は詐欺業者だ。優秀な弁護士がいる法律事務所を紹介する。そこに任せればお金を取り戻せる」と連絡があった。その説明を信じ、紹介された法律事務所※に連絡すると「被害救済のためにはお金が必要」と言われ、2回に分けて合計800万円を指定された銀行口座に振り込んだ。

後日、販売業者から振込確認の連絡があった。「詐欺業者だと聞いた。自分を騙すつもりか」と尋ねると「言いがかりをつけて当社を潰す気か!」と怒鳴られ、残りの代金(450万円)を支払うよう言われた。振り込め詐欺等はニュースで知っていたが、まさか自分が騙されるとは思わなかった。どうすればいいか。

(2010年10月受付 60歳代 女性 家事従事者 大阪府)

※ホームページ上では法律事務所の名称、連絡先は実在する法律事務所だったが、紹介された弁護士名の表示はなかった。

### 【事例3】買い取ると説明し、いつまでも買い取らない買取業者と購入のキャンセルを求めても応じない販売業者

スーダンポンドを販売している業者からダイレクトメールが届いていたが放っておいた。後日、複数の見知らぬ業者から次々に電話があり、ある業者が「パンフレットが届いている業者にスーダンポンドの両替をぜひ申し込んでほしい。お金は当社が支払う。申し込んでくれればお礼としてあなたが持っている未公開株を当社が買い取る」と言われた。未公開株を買い取ってもらい、被害を回復したかったので、販売業者に1口50万円15口を申し込んだ。

入金日になって買取業者から電話があり、「行けなくなった」と言われたので、パンフレットに掲載された販売業者にキャンセルの電話を入れた。しかし、「申し込みのキャンセルは一切受けられない。代金は支払ってもらおう」と言われた。買取業者にこのことを連絡すると「代わりにスーダンポンド3口分の代金をまず支払っておいてほしい。3日後に合計750万円をまとめて支払う。」と言われたので、買取業者の説明を信じ、2口100万円を販売業者の銀行口座に振り込んだ。しかし、その後も買取業者から750万円は一切支払われず、販売業者からは残りの代金を支払えと請求されている。全て取り消し、返金してほしい。

(2010年12月受付 70歳代 女性 家事従事者 埼玉県)

### 【事例4】実在した業者を名乗ってスーダンポンドを購入させ、さらに社員券を勧誘し、次々販売する手口

実在した証券会社を名乗る者から「スーダンが近々国連に加盟するからスーダンポンドの価値が上がる。買うなら今しかない」と電話があり、勧誘された。最初は全く相手にしていなかったが、スイスの銀行を名乗る業者から購入を勧める電話が次々にあった。「スイスの銀行が言うから大丈夫だろう」と信用し、スーダンポンド販売業者から合計約1300万円分のスーダンポンドを購入した。その後、実際にスーダンポンド紙幣が送られてきたが、スーダンが内戦状態にあるとの理由で高値がつくという話はなくなってしまった。

1カ月ほど経って、証券会社をやめたという担当者から電話があり、「スーダンポンドの被害を

取り戻したい。損失を<sup>てんぽ</sup>填補するために、天然水を販売している業者の社員券を購入しないか」と勧誘され、天然水を販売している業者に数千万円支払い、社員券を購入した。その後、担当者と連絡が取れなくなった。返金してほしいが、どうすればいいか。

(2011年1月受付 70歳代 女性 無職 愛知県)

### 3. 相談事例から見る問題点

#### (1) 過去に未公開株・社債等を購入した消費者をターゲットにして勧誘している(事例1、3)

過去に未公開株や社債を購入したことがある消費者は、損失を取り戻したい、被害を回復したいと強く思っている。このような消費者の心の隙<sup>すき</sup>につけこんで、業者は一度被害にあった消費者を勧誘していると考えられる。消費者は誰にも知られないうちに損失を取り戻しておこうと考え、さらに次々と新たな投資商品などを契約してしまうと考えられる。このような二次被害に遭っているケースが目立つ<sup>(注3)</sup>。

#### (2) 詐欺的な劇場型勧誘を実在する金融機関や公的機関を名乗って行っている場合もある(事例1~2、4)

電話をかけてきた業者が、スーダンポンドを、購入額を上回る金額で買い取るなどという勧誘を行い、販売業者と契約するように仕向けるケースが多い。両者ともに聞いたことのない業者の名前であることが多いが、中には実在する金融機関や公的機関を名乗って勧誘行為を行う業者もいる(事例1、4)。

電話をかけてきた見知らぬ業者が、販売業者のパンフレットが消費者に送付されたことを知っている等、何らかのつながりが疑われるが(事例2~3)、両者の関係性を証明することは難しい。

このようないわゆる劇場型勧誘は、買取業者と連絡が取れなくなってしまうケースがほとんどであり、また販売業者に対して返金を求めても全く対応されず、いつの間にか連絡が取れなくなり、解決が非常に困難である。

なお、買取業者が実際にスーダンポンドを買い取ったという事例は、1件も確認できていない。

### 4. 消費者へのアドバイス

#### (1) 安易な<sup>もう</sup>儲け話は信じてはいけない。見知らぬ業者からの必要のない勧誘はきっぱり断ること

「将来、国際通貨となり、2倍になって売れる」「必ず買い取る」「名義を貸してくれるだけでいい。お金を支払う必要はない」などの話を信用しないこと。中には、実在する事業者をかたるケースも見られるが、業者の説明を<sup>うの</sup>鵜呑みにせず、必要のない勧誘はきっぱり断る。

#### (2) お金はすぐに支払わない。振り込んでしまった場合は警察や金融機関に連絡すること

一度支払ってしまった代金を取り戻すことは非常に困難である。「必ず後で払うので、代わりに

---

(注3) [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101125\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101125_2.html)

「二次被害としてリゾート会員権など金融商品以外にも広がる劇場型勧誘トラブルー過去に未公開株や社債トラブルに遭った人はご注意!ー」 参照

払って」と言われても信用することは危険。すぐには支払わないようにする。

もしお金を支払ってしまった場合、業者が指定する銀行の預金口座をすぐに警察や金融機関に連絡し、預金口座の利用停止を求めること<sup>(注4)</sup>。

### (3) 過去に未公開株や社債などでトラブルにあった人は特に注意すること

トラブルに巻き込まれている人の多くが高齢者や過去に未公開株や社債を購入した人である。「過去に購入した未公開株を買い取るので、代わりにスーダンポンドを買ってほしい」と、さも過去の被害を救済するような勧誘をしてくるが、買い取られることはない。

### (4) ひとりで考えずに、些細な<sup>きさい</sup>ことでも家族や民生委員に相談すること

一度契約を締結し、お金を支払ってしまうと返金される可能性は極めて低い。お金を支払う前に必ず家族や民生委員に相談すること。

高齢者ひとりでは強引な勧誘を断りきれずに契約してしまう場合があるので、家族も高齢者の様子を注意しておくこと。

### (5) 最寄りの消費生活センターに相談する

知らない業者から勧誘があった場合、契約する前に最寄りの消費生活センターに相談すること。契約してしまった場合でも、諦<sup>あきら</sup>めずに消費生活センターに相談すること。

## 5. 情報提供先

- ・ 消費者庁政策調整課
- ・ 警察庁生活安全局生活経済対策管理官
- ・ 警察庁刑事局捜査第二課

---

<sup>(注4)</sup> 振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）では、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定められている。財産を侵害する犯罪に利用されたと思われる預金口座にお金を振り込んでしまった場合、被害者が警察や振込先の金融機関に連絡・届出を行うことで振込先口座の凍結を依頼することができる。詳しくは金融庁「振り込め詐欺（恐喝）事件にご注意！」（<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/index.html>）

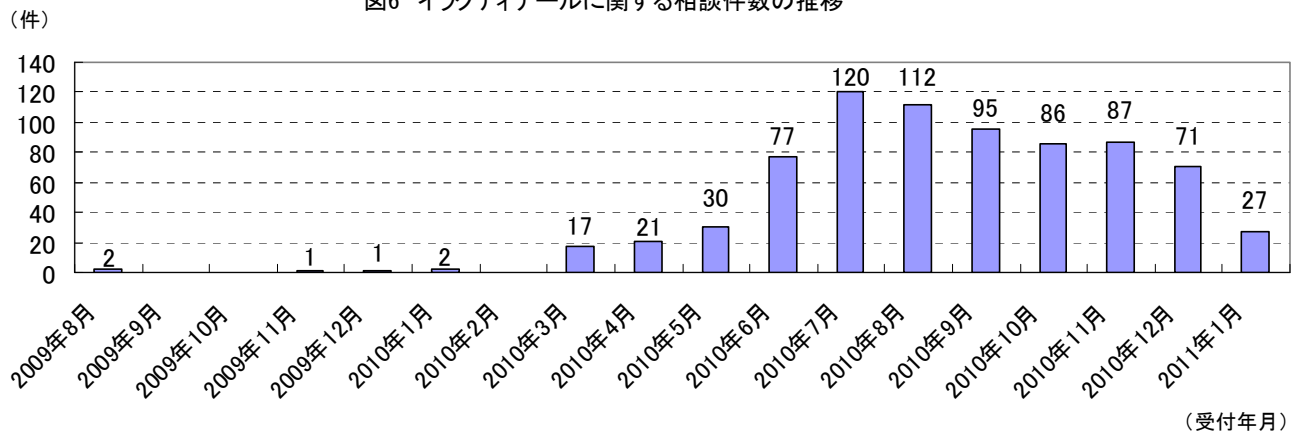
(参考資料) イラクディナールの取引に関する相談件数

1. 相談件数

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた相談のうち、イラクディナールに関する相談件数 749 件（2009 年 8 月～2011 年 1 月末日までの登録分）である。相談は 2009 年 8 月から寄せられ始め、2010 年 8 月が 120 件（16.0%）と最も多かった。その後もやや減少傾向ではあるが、未だに相談が寄せられている（図 6）。

イラクディナールに関する相談は依然として寄せられており、勧誘の手口もスーダンポンドと酷似している。

図6 イラクディナールに関する相談件数の推移

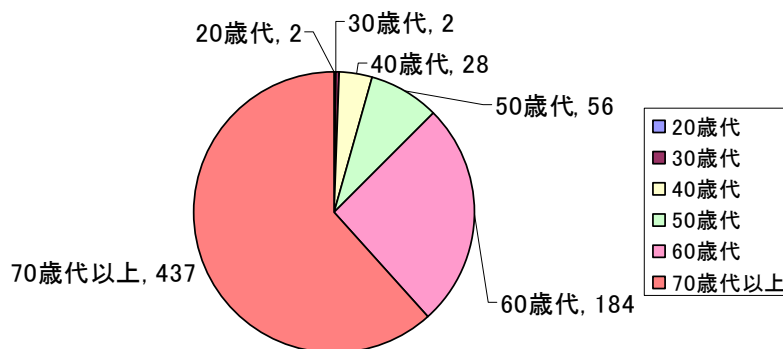


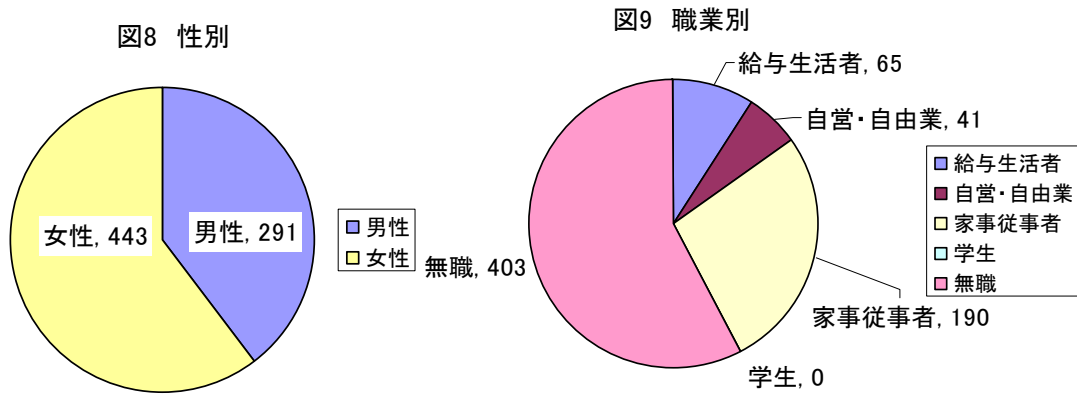
2. 契約当事者の属性

以下は、全国の消費生活センターに寄せられたイラクディナールに関する 749 件の相談を分析した内容である。（※以下の項目について、不明・無回答は除く）

- ① 年代別に見ると、70 歳代以上が 437 件（58.3%）と最も多く、次いで 60 歳代が 184 件（24.6%）、50 歳代が 56 件（7.5%）となっており、高齢者が大半を占める。平均年齢は約 70 歳である（図 7）。
- ② 男女別に見ると、男性が 291 件（38.9%）、女性が 443 件（59.1%）となっており、女性の方が多い（図 8）。
- ③ 職業別に見ると、無職が 403 件（53.8%）と最も多く、ついで家事従事者が 190 件（25.4%）、給与生活者が 65 件（8.7%）、自営・自由業が 41 件（5.5%）となっている（図 9）。

図7 年代別





### 3. 支払金額と販売購入形態別

(※以下の項目について、不明・無回答は除く)

①すでにお金を支払ってしまった相談は647件あり、50万円未満が102件(15.8%)と最も多く、次いで200万円以上500万円未満が83件(12.8%)、100万円以上200万円未満が62件(9.6%)となっている(図10)。平均金額は約465万円、最高金額は7000万円であった。

②販売購入形態別に見ると、電話勧誘販売が大半を占めている。

